

スマートフォン上のアプリケーションに係る プライバシー保護に関する取組み

～スマートフォン プライバシー アウトルックⅢ～

2016年5月12日

株式会社日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門
上席主任研究員／融合戦略グループ長

東 博暢

1. スマートフォンプライバシー イニシアティブ (SPI) の概要①

1 経緯

- スマートフォンの普及に伴い、アプリケーション等により取得・蓄積された利用者情報(アドレス帳、位置情報等)が、本人の意図しないかたちで外部送信されている事案が発覚し、社会問題化。
- 総務省においては、平成24年8月に、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の議論を踏まえ、アプリごとのプライバシーポリシーの作成・掲載等を提言内容とする「スマートフォンプライバシー イニシアティブ(SPI)」を取りまとめて公表。
- また、平成25年9月に、個々のアプリケーションにおける利用者情報の適正な取扱いを確保するために、運用面・技術面から第三者がアプリを検証する仕組みを民間主導で推進することを提言した「スマートフォンプライバシー イニシアティブⅡ」を公表。

実施年	スマートフォンをめぐる利用者情報に係る総務省等での取り組み
平成24年1月 ~ 6月	「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」下に、「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」を設置・活動
平成24年8月7日	スマートフォン プライバシー イニシアティブ (SPI) 利用者情報の適切な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーションー 公表
平成24年10月4日	スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会 (SPSC) 発足
平成24年12月~平成25年6月	「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」下に、「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」を設置・活動
平成25年9月4日	スマートフォン安心安全強化戦略 スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ (SPI Ⅱ) 公表
平成25年12月~	スマートフォン アプリケーション プライバシーポリシー 普及・検証推進タスクフォース 設置・活動
平成26年2月~	「ICTサービス安心・安全研究会」設置・活動
平成26年5月13日	スマートフォンプライバシーアウトルック (SPO) 公表
平成27年4月17日	スマートフォンプライバシーアウトルックⅡ (SPO Ⅱ) 公表
平成28年4月27日	スマートフォンプライバシーアウトルックⅢ (SPO Ⅲ) 公表

(参考) 利用者視点を踏まえた I C T サービスに係る諸問題に関する研究会 スマートフォンを經由した利用者情報の取扱いに関するWG メンバー

構成員

(五十音順・敬称略)

主査	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
主査代理	森 亮二	英知法律事務所弁護士
	石井 夏生利	筑波大学 図書館情報メディア系 准教授
	石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会代表
	上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
	北 俊一	株式会社野村総合研究所 上席コンサルタント
	近藤 則子	老テク研究会 事務局長
	宍戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 准教授
	中尾 康二	独立行政法人情報通信研究機構 ネットワークセキュリティ研究所 主管研究員

2 SPIの内容

利用者情報を取得する者（アプリ提供者等）に対して、次の取組を求めている。

基本原則

① 透明性の確保

関係事業者等は、対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は利用者が容易に認識かつ理解できるものとする。

② 利用者関与の機会の確保

関係事業者等は、その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは同意取得を行う。また、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するものとする。

③ 適正な手段による取得の確保

関係事業者等は、対象情報を適正な手段により取得するものとする。

④ 適切な安全管理の確保

関係事業者等は、取り扱う対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の対象情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じるものとする。

⑤ 苦情・相談への対応体制の確保

関係事業者等は、対象情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応するものとする。

⑥ プライバシー・バイ・デザイン

関係事業者等は、新たなアプリケーションやサービスの開発時、あるいはアプリケーション提供サイト等やソフトウェア、端末の開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようあらかじめ設計するものとする。

利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発を行うものとする。

(1) プライバシーポリシーの作成・掲載

① 情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名又は名称

➢ アプリケーション提供者等の名称、連絡先等を記載する。

② 取得される情報の項目

➢ 取得される利用者情報の項目・内容を列挙する。

③ 取得方法

➢ 利用者の入力によるものか、アプリケーションがスマートフォン内部の情報を自動取得するものなのか等を示す。

④ 利用目的の特定・明示

➢ 利用者情報を、アプリケーション自体の利用者に対するサービス提供のために用いるのか、それ以外の目的のために用いるのかを記載する。
➢ 広告配信・表示やマーケティング目的のために取得する場合には、その旨明示する。

⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法

➢ 通知・公表の方法、同意取得の方法：プライバシーポリシー等の掲示場所や掲示方法、同意取得の対象、タイミング等について記載する。
➢ 利用者関与の方法：利用者情報の利用を中止する方法等を記載する。

⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無

➢ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの組み込みの有無を記載する。

⑦ 問合せ窓口

➢ 問合せ窓口の連絡先等（電話番号、メールアドレス等）を記載する。

⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

➢ プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法等を記載する。
(当初取得した同意の範囲が変更される場合、改めて同意取得を行う。)

(2) 適切な安全管理措置

(3) その他（情報収集モジュール提供者、広告事業者に対する特記事項等）

また、アプリ提供サイト運営事業者（移動通信事業者が当該サイトを運営する場合を含む）及びOS提供事業者に対し、アプリ提供者等に対して適切なプライバシーポリシーの作成・公表の対応を促すこと等を求めている。

- 平成26年度からSPIおよびSPIⅡの指針を受け、以下の調査研究を継続的に実施しており、その結果をスマートフォンプライバシーアウトLOOK(SPO)として取りまとめ、公表している。

1 アプリケーションの利用者情報の取扱いに関する実態調査(平成26年度～)

- 日本のAndroid、iOSのアプリを対象とし、①人気アプリ(上位100アプリ)、②新着アプリ、③20カテゴリのアプリについて、プライバシーポリシーの作成・掲載状況、SPIが求める8項目の記載内容の有無、同意取得の方法、概要版の掲載状況等を調査した。

2 民間、諸外国の取組状況に関する調査(平成26年度～)

- 関係団体等における取組状況及び諸外国における取組状況に関する調査・分析等を実施。

3 第三者検証システムに係る実証(平成27年度～)

- スマートフォンアプリにおける利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうか等を技術面から第三者が検証するシステムについて構築・実証。
- 併せて、第三者検証の運用体制(将来的な第三者検証の運用体制のあり方、第三者検証を実施する上での課題抽出・整理等)について検討した。

4 普及啓発方法等の検討(平成26年度～)

- SPIの今後の普及啓発方法(関係事業者へのプライバシーポリシーに係る普及・啓発方法・内容)などについて検討した。

(参考) スマートフォンアプリケーションプライバシーポリシー 普及・検証推進タスクフォース

1. 概要

スマートフォンのアプリプラポリの普及とアプリの第三者検証を推進するにあたっての諸課題について検討し、プラポリの普及並びに民間における検証サービスの提供と利用者による当該サービスの活用を促進することを目的として、平成25年12月に設置。(平成27年度においては、9月から年度末にかけて4回の会合を開催)

2. 構成員

(平成27年度:五十音順・敬称略)

主査	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授	曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
主査 代理	森 亮二	英知法律事務所弁護士	高木 浩光	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門主任研究員
	石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会代表	竹森 敬祐	株式会社KDDI研究所ネットワークセキュリティグループ 研究マネージャー
	岸原 孝昌	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 専務理事	三好 真	株式会社アイ・エス・レーティング代表取締役社長
	櫻井 勉	トレンドマイクロ株式会社 テクニカルサポートグループ コンシューマサポートセンター課長	谷田部 茂	一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会 技術部会長
	佐藤 進	アンドロイダー株式会社	矢橋 康雄	一般社団法人電気通信事業者協会業務部長

3. 主な検討項目

(1) アプリプラポリの作成・掲載等の推進

- ・ 定期的なアプリ調査の実施、業界団体等関係者との連携による取組推進

(2) アプリの第三者検証の推進

- ・ アプリ検証サービスのための詳細な標準的検証基準の作成
- ・ 検証結果の適正な表示方法の検討、検証結果の活用の在り方の検討

3.1. 調査実施体制および各WGの検討内容について

普及・啓発WG、制度・運用WG及び技術WGを開催し、将来的な普及啓発方法、第三者検証の運用体制、プロトタイプシステムの仕様などについて検討した。

普及・啓発WG

【検討事項】

- ◆ 関係事業者へのプライバシーポリシーに係る普及・啓発方法・内容

【構成員】※敬称略、50音順

- ◆ 川口洋司(一般社団法人日本オンラインゲーム協会(JOGA))
- ◆ 岸原孝昌(一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム)
- ◆ 後藤悦夫(一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会)
- ◆ 近藤則子(老テク研究会)
- ◆ 佐藤進(アンドロイダー株式会社)
- ◆ 二宮幸司(株式会社ファンコミュニケーションズ)
- ◆ 平岩高弘(エクレ)
- ◆ 矢橋康雄(一般社団法人電気通信事業者協会)
- ◆ 吉村浩一郎(安心ネットづくり促進協議会)
- ◆ 渡部俊英(株式会社VOYAGE GROUP)

制度・運用WG

【検討事項】

- ◆ 将来的な第三者検証の運用体制の整理
- ◆ 第三者検証を実施する上での課題抽出・整理
 - ✓ 非申請型の検証の制度上の取扱い
 - ✓ 検証結果の表示方法

【構成員】※敬称略、50音順

- ◆ 上沼紫野(虎ノ門南法律事務所)
- ◆ 岸原孝昌(一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム)
- ◆ 佐藤進(アンドロイダー株式会社)
- ◆ 高木浩光(国立研究開発法人産業技術総合研究所)
- ◆ 森亮二(英知法律事務所)
- ◆ 谷田部茂(一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会)
- ◆ 山田卓(ユアサハラ法律特許事務所)

技術WG

【検討事項】

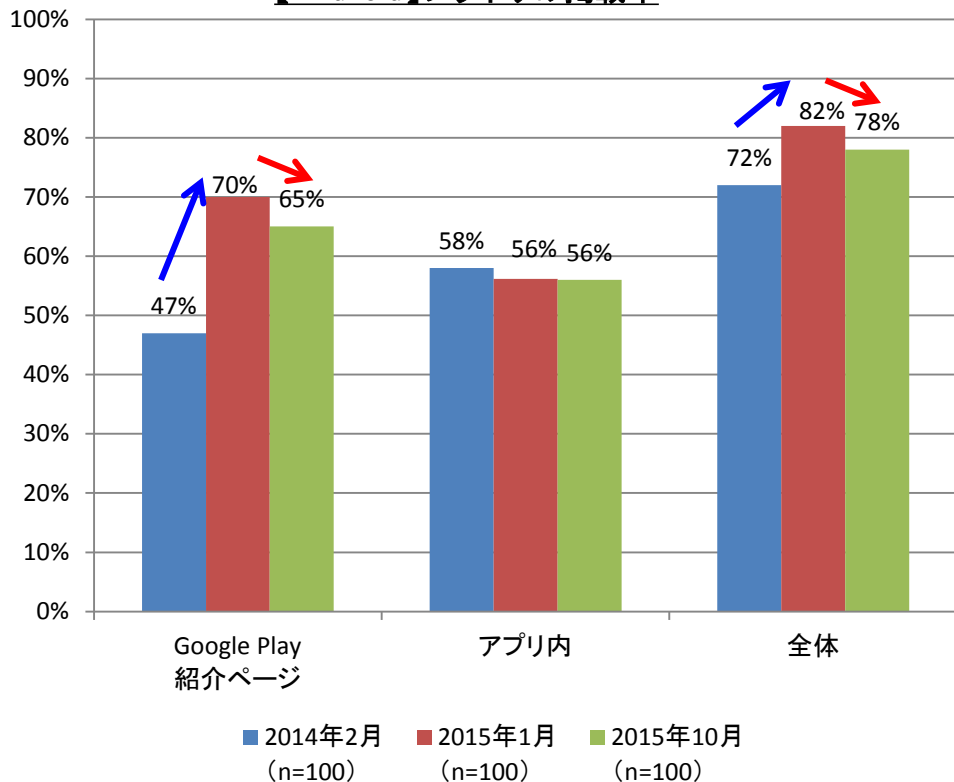
- ◆ 第三者検証のプロトタイプシステムの仕様
- ◆ 技術的限界、将来的な運用体制を踏まえた上での現実的な検証の水準等

【構成員】※敬称略、50音順

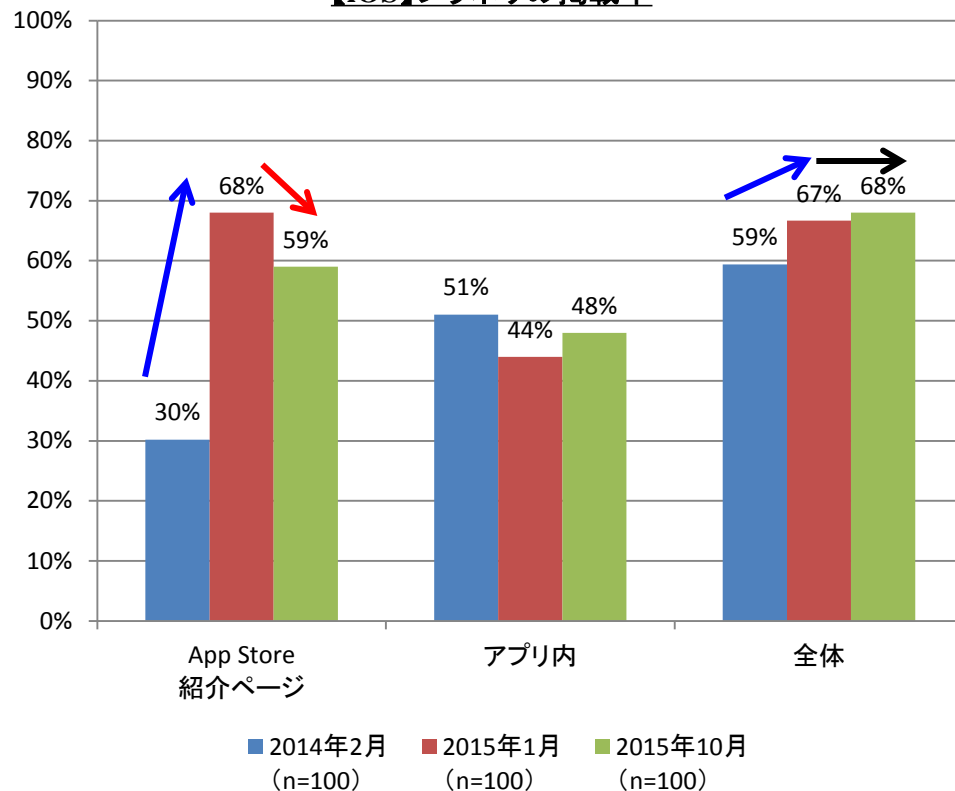
- ◆ 岸原孝昌(一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム)
- ◆ 佐藤進(アンドロイダー株式会社)
- ◆ 杉浦隆幸(ネットエージェント株式会社)
- ◆ 竹森敬祐(株式会社KDDI研究所)
- ◆ 名雲孝昭(NTTコミュニケーションズ株式会社)
- ◆ 松並勝(ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社)
- ◆ 谷田部茂(一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会)

全体においてAndroid、iOSともに2014年2月から2015年1月にかけてプラポリの掲載率は伸びたものの、2015年1月から2015年10月にかけては横ばい・微減で推移している。

【Android】プラポリの掲載率



【iOS】プラポリの掲載率



※掲載率：以下の「A」から「F」までのうち、「F」判定以外であれば、「プラポリ有り」と判断。

(「個々のアプリに関するプラポリが作成されていること」、「SPI8項目が適切に記載されていること」を示すものではない)

A: 個々のスマホアプリ専用のプラポリが用意されている。B: サービス全体のプラポリがあり、その中に個々のスマホアプリに関する記述がある。

C: サービス全体のプラポリがあり、その中に個々のスマホアプリに関する記述がない。D: 一般的なWebサイトのプラポリがあるだけ。

E: 会社としての抽象的なポリシー(個人情報保護方針)があるだけ。F: プラポリが記載されていない。

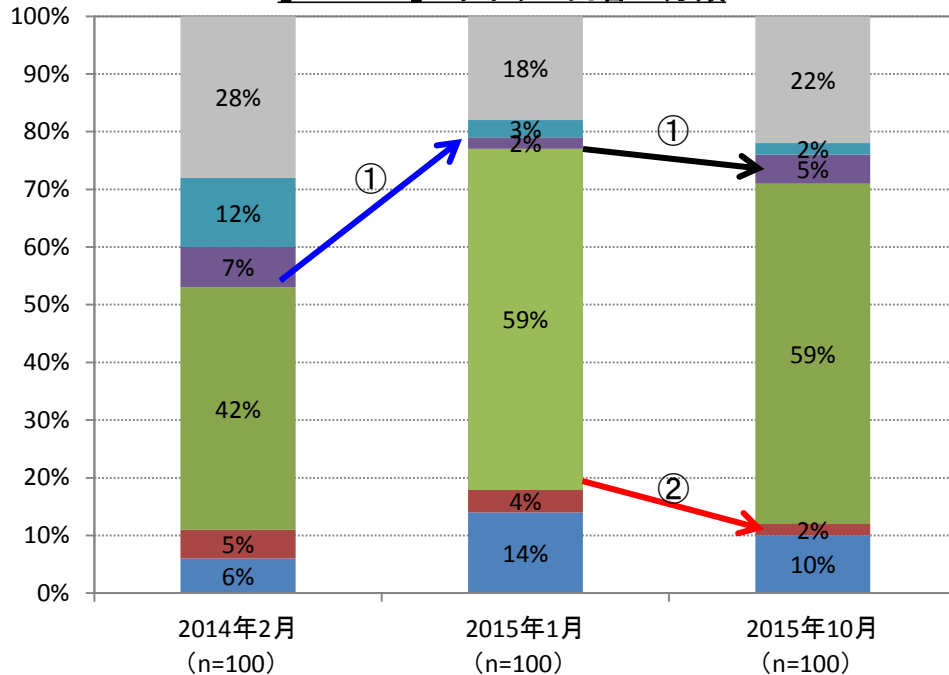
※紹介ページの掲載率:「紹介ページのリンク」か「紹介文内での記載」のどちらかで「F」以外の判定となったアプリの割合。

※アプリ内の掲載率:「初回起動時」、もしくは、「アプリ内のメニューやヘルプ等」のどちらかが「F」以外の判定となったアプリの割合。

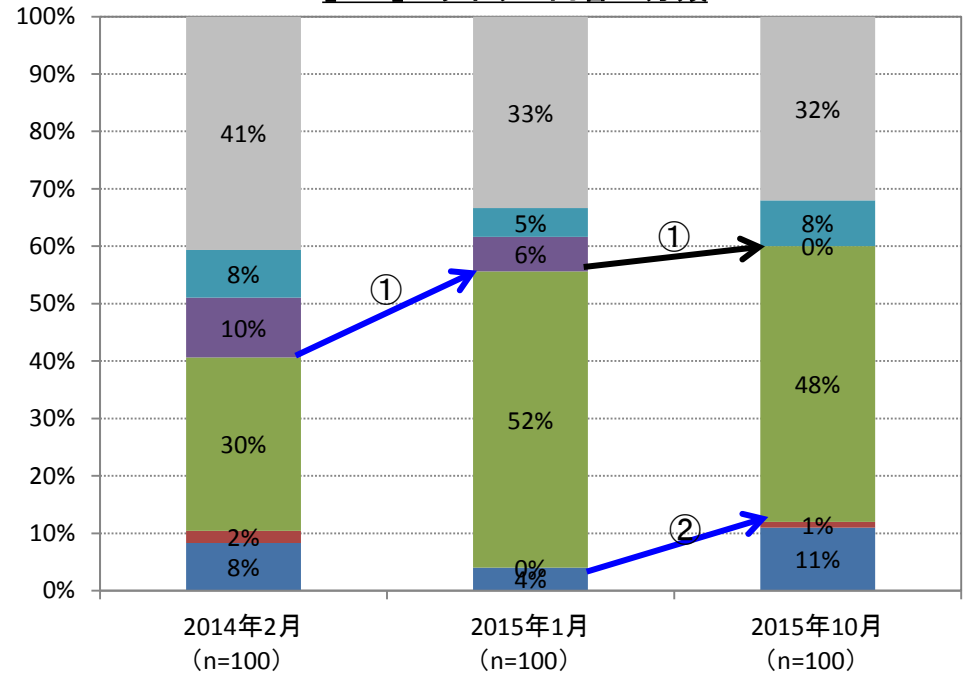
※全体の掲載率:「紹介ページ」、もしくは、「アプリ内」のどちらかが「F」以外の判定となったアプリの割合。

- Android、iOSともに2014年2月から2015年1月にかけて【A】～【C】の割合の合計が上昇しているが、2015年1月から2015年10月にかけてはほぼ横ばいで推移。(グラフの①の矢印参照)
- 【A】・【B】の割合の合計については、2015年1月から2015年10月にかけてiOSについては上昇している一方、Androidは減少している。(グラフの②の矢印参照)

【Android】プラポリの内容の分類



【iOS】プラポリの内容の分類



■ 【A】 個々のスマホアプリ専用のプラポリが用意されている

■ 【B】 サービス全体のプラポリがあり、その中に個々のスマホアプリに関する記述がある

■ 【C】 サービス全体のプラポリがあり、その中に個々のスマホアプリに関する記述がない

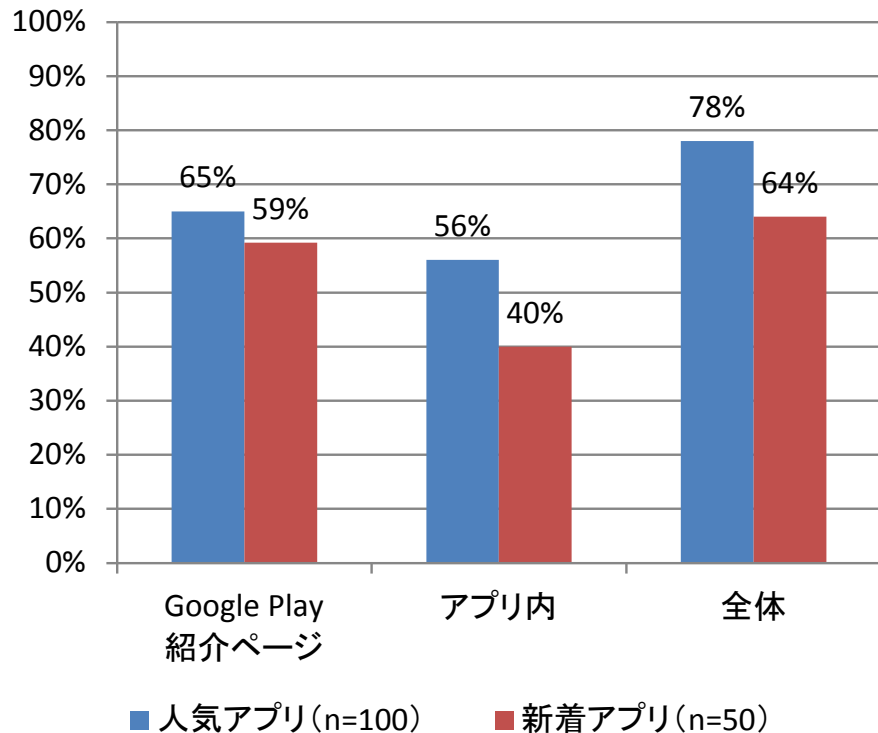
■ 【D】 一般的なWebサイトのプラポリがあるだけ

■ 【E】 会社としての抽象的なポリシー(個人情報保護方針)があるだけ

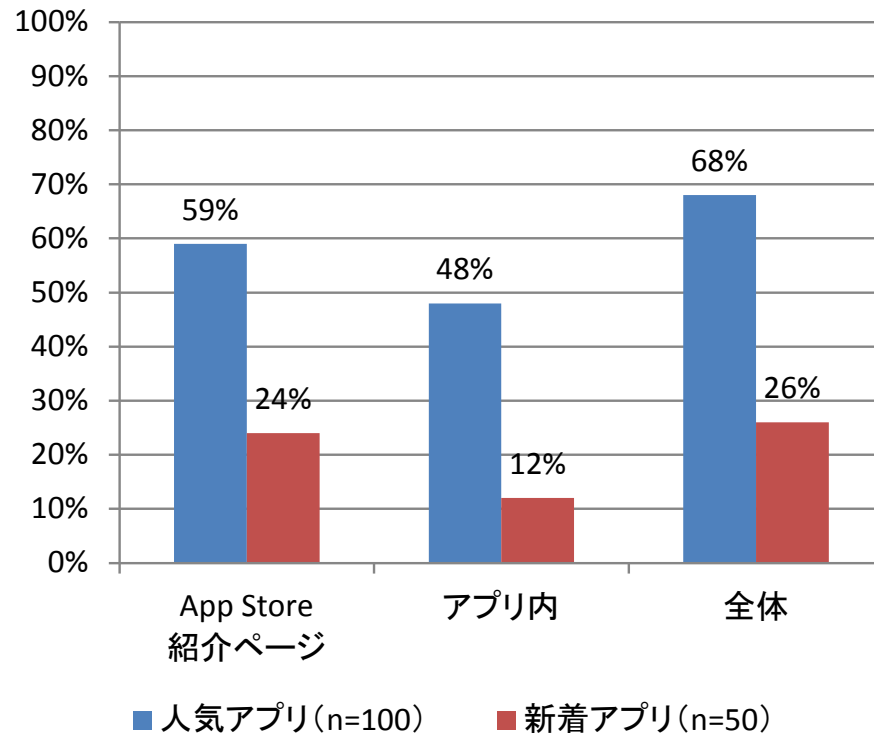
■ 【F】 プラポリが記載されていない

Android、iOSともに人気アプリの方が、新着アプリよりもプラポリ掲載率が高くなっている。

【Android】プラポリの掲載率



【iOS】プラポリの掲載率



※掲載率：「F」判定以外であれば、「プラポリ有り」と判断。

(「個々のアプリに関するプラポリが作成されていること」、「SPI8項目が適切に記載されていること」を示すものではない)

A: 個々のスマホアプリ専用のプラポリが用意されている。B: サービス全体のプラポリがあり、その中に個々のスマホアプリに関する記述がある。

C: サービス全体のプラポリがあり、その中に個々のスマホアプリに関する記述がない。D: 一般的なWebサイトのプラポリがあるだけ。

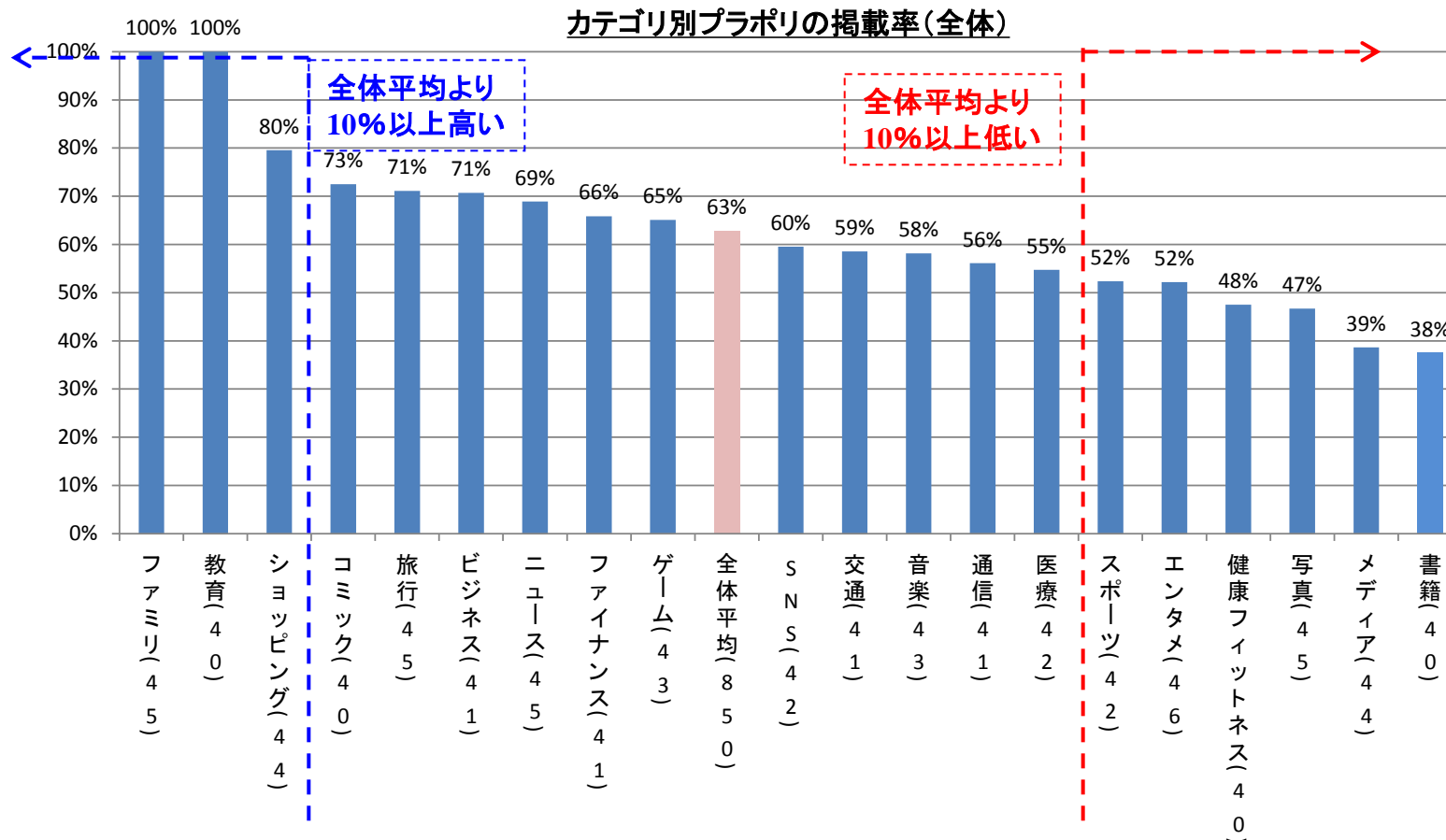
E: 会社としての抽象的なポリシー(個人情報保護方針)があるだけ。F: プラポリが記載されていない。

※紹介ページの掲載率：「紹介ページのリンク」か「紹介文内での記載」のどちらかが「F」以外の判定となったアプリの割合。

※アプリ内の掲載率：「初回起動時」、もしくは、「アプリ内のメニューやヘルプ等」のどちらかが「F」以外の判定となったアプリの割合。

※全体の掲載率：「紹介ページ」、もしくは、「アプリ内」のどちらかが「F」以外の判定となったアプリの割合。

- プラポリの掲載率が「全体平均」より10%以上高いカテゴリは、「ファミリー」、「教育」、「ショッピング」である。
- 「ファミリー」については、同カテゴリに分類されるためにはGoogle Playのガイドラインで「プラポリの掲載が必須」となっており、掲載率が100%となっている（「教育」については、「教育」アプリの9割程度が「ファミリー」にも分類される（「ファミリー」認定を取得している）ため、結果的に100%となっている※1）。
- 「ショッピング」については、同カテゴリのアプリの大半がECのアプリであり、WebのECサイトで利用しているプラポリを流用しているため、プラポリの掲載率が高くなっていると考えられる。



※1 調査対象となっているカテゴリ間で重複は存在しないため、「教育」アプリと「ファミリー」アプリ間でも重複は存在しない。

※2 掲載率(全体):「紹介ページ」、もしくは、「アプリ内」のどちらかが「F」以外の判定となったアプリの割合。

※3 括弧内の数値は調査したアプリ数。

- AndroidではSPI8項目の中で特に重要性が高い4項目のうち、②において、人気アプリと新着アプリの記載率の差は10%以上であった。
- iOSでは特に重要性が高い4項目のうち、②、④及び⑥において、人気アプリと新着アプリの記載率の差は10%以上であった。

SPI8項目の記載率※

番号	項目	Android		iOS		
		人気アプリ (n=78)	新着アプリ (n=32)	人気アプリ (n=68)	新着アプリ (n=13)	
①	情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または住所	98.7%	93.8%	98.5%	100.0%	
②	取得される情報の項目	70.5%	56.3%	58.8%	46.2%	
③	取得方法	35.9%	25.0%	26.5%	23.1%	
④	利用目的の特定・明示	80.8%	75.0%	79.4%	53.8%	
⑤	通知・公表又は同意取得の方法	送信停止の手順の記載状況	26.9%	21.9%	22.1%	23.1%
		利用者情報の削除の記載状況	38.5%	37.5%	44.1%	46.2%
⑥	外部送信・第三者提供の有無	利用者情報の第三者への送信の有無の記載状況	79.5%	71.9%	85.3%	38.5%
		利用者情報の送信先の記載状況	38.5%	28.1%	22.1%	7.7%
		情報収集モジュールに関する記載状況	12.8%	12.5%	14.7%	0.0%
⑦	問合せ窓口	65.4%	59.4%	61.8%	76.9%	
⑧	プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き	69.2%	43.8%	57.4%	53.8%	

SPI8項目において、特に重要性が高いと考えられる項目

特に重要性が高い項目の中で、人気アプリと新着アプリの記載率の差が10%以上ある項目

※プラポリが存在していたアプリ数を母数として割合を算出。

- プラポリの記載状況について4点の基準を定め、それぞれの基準を満たすアプリの比率を記載した。
- 「基準①プラポリの掲載」、「基準②重要4項目の記載」の基準を満たしている人気アプリの割合は新着アプリや20カテゴリのアプリよりも高くなっている。
- 「基準③全8項目の記載」、「基準④概要版の掲載」については、全ての調査対象で基準を満たしている割合が10%以下。

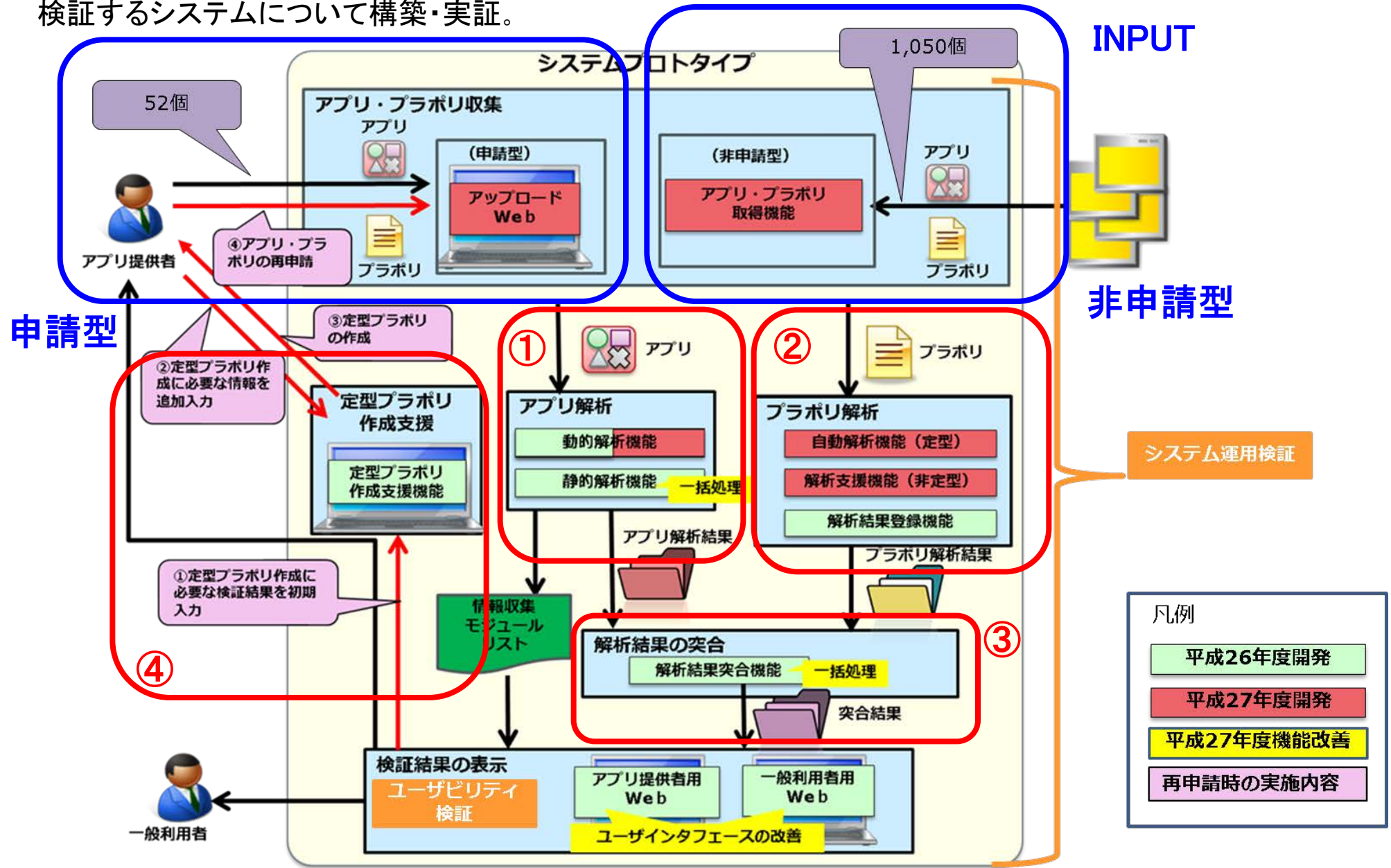
		基準①	基準②	基準③	基準④
		プライバシーポリシーが作成・掲載されている (プラポリの掲載)	SPI8項目の内、重要度の高い4項目を記載している (重要4項目の記載) 「①提供者名」、「②取得される情報」、「④利用目的」、「⑥外部送信・第三者提供、情報収集モジュール」	SPI8項目の全項目について記載している (全8項目の記載) 基準②に加えて、「③取得方法」、「⑤利用者関与」、「⑦問合せ窓口」、「⑧変更の手続き」を記載	基準③に加えて、概要版のプライバシーポリシーを作成・掲載している※ (概要版の掲載)
Android	人気	78%	51%	10%	1%
	新着	64%	26%	10%	0%
	20カ	63%	33%	10%	1%
iOS	人気	68%	32%	9%	2%
	新着	46%	10%	4%	0%

10%以下

※「20カ」:「20カテゴリ」の略。

※概要版が存在するアプリプラポリの中には基準③も満たしていないアプリも存在するため、基準④は概要版の掲載率と一致しない。

- スマートフォンアプリにおける利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうか等を技術面から第三者が検証するシステムについて構築・実証。



■ 解析対象アプリの対象・選定方法

- 申請型
アプリ開発者から事前に申請・同意を得たアプリ52個を対象として検証を実施。
- 非申請型
検証実施主体が、アプリマーケットより前述したアプリプラポリ調査対象のアプリ1,050個の検証を実施。

■ 主な検証項目

- 利用者情報の外部への送信の有無等を解析した後、アプリケーション提供者が公開しているプライバシーポリシーの記載内容との突合を行うことで整合性を検証し、その結果を表示する第三者検証システムのプロトタイプの様検討・構築を実施。
⇒ 要するに記載しているアプリプラポリの内容と実際のアプリの挙動が一致しているかのチェック

■ 主なシステム概要

① アプリ解析

静的解析（要するに、どのような情報を調査対象アプリが取得する「可能性があるか？」のチェック）

アプリケーションを実行せずに得られる情報（API利用するアプリインターフェース・バイトコード等）を基に利用者情報の送信有無・内容を解析するシステム

動的解析（要するに、どのような情報を調査対象アプリが取得しているか「アプリを実際に動かしてみよう」チェック）

システムとして、アプリケーションを実際に作動させて得られる情報を基に、利用者情報の送信有無・内容を解析するシステム

② プラポリ解析

先述した目視プラポリ調査の負荷を低減させるシステムの構築。

（プラポリが提携フォーマットで記載されている場合は、自動解析に近い形に近づけられる。）

③ 解析結果の突合システムおよび表示

アプリプラポリの内容と実際のアプリの挙動が一致しているか確認して表示

（検証結果は、平成27年度は具体名で公表せず統計処理化して公開。申請型は、開発者にフィードバック）

④ プライバシーポリシー作成支援機能ツール

必要情報を入力し、本機能を実行すると、概要版、詳細版、XMLの3つのプライバシーポリシーを作成するシステム。

- 利用者情報の送信を利用者自身が認識できない若しくは認識と異なるアプリは165アプリあり、検証対象となった全体のアプリ数に占める割合は15.0%となり、平成26年度の突合結果(14.1%)と同等程度となった。情報送信を行うアプリ数に占める割合は97.6%という結果となった。
- プライバシーポリシーがないアプリは394アプリあり、検証対象となった全体のアプリ数に占める割合は35.8%という結果となった。

【平成27年度の突合結果（全体）】 ※検証対象：1102アプリ(申請型52アプリ、非申請型1050アプリ)

		動的解析結果			
		(A)送信あり	(B)送信なし	計	
プラポリ解析結果	①プラポリ「あり」	126(11.4%)	582(52.8%)	708(64.2%)	
	情報送信に関する記載「あり」	送信情報がプラポリの内容と「全て一致」	4(0.4%)	197(17.9%)	254(23.0%)
		送信情報がプラポリの内容と「不一致」	53(4.8%)		
	情報送信に関する記載「なし」	69(6.3%)	385(34.9%)	454(41.2%)	
②プラポリ「なし」	43(3.9%)	351(31.9%)	394(35.8%)		
計		169(15.3%)	933(84.7%)	1102(100.0%)	

(1) 利用者情報の送信を利用者自身が認識できない若しくは認識と異なるアプリ **165アプリ**
(全体の15.0%、情報送信を行うアプリの97.6%)

(2) プライバシーポリシーがないアプリ **394アプリ**
(全体の35.8%)

【（参考）平成26年度の突合結果（全体）】 ※検証対象：64アプリ(申請型のみ)

		動的解析結果			
		(A)送信あり	(B)送信なし	計	
プラポリ解析結果	①プラポリ「あり」	5(7.8%)	25(39.1%)	30(46.9%)	
	情報送信に関する記載「あり」	送信情報がプラポリの内容と「全て一致」	2(3.1%)	7(10.9%)	9(14.1%)
		送信情報がプラポリの内容と「不一致」	0(0%)		
	情報送信に関する記載「なし」	3(4.7%)	18(28.1%)	21(32.8%)	
②プラポリ「なし」	6(9.4%)	28(43.8%)	34(53.1%)		
計		11(17.2%)	53(82.8%)	64(100%)	

(1) 利用者情報の送信を利用者自身が認識できない若しくは認識と異なるアプリ **9アプリ**
(全体の14.1%、情報送信を行うアプリの81.8%)

(2) プライバシーポリシーがないアプリ **34アプリ**
(全体の53.1%)

【一般社団法人 電気通信事業者協会(TCA)】

TCAの取組

TCAのホームページ上に

- スマートフォンアプリケーション提供サイト
運営事業者向けガイドライン

を掲載し、運営事業者や開発者への啓発を図っている

運営事業者向け
ガイドライン

スマートフォン
アプリケーション提供サイト
運営事業者向けガイドライン

2013年3月

社団法人電気通信事業者協会

携帯電話事業者の取組

契約の際に、重要事項説明ツールを配布し、スマートフォンとフィーチャーフォンとの違いなどについて利用者への注意喚起を図っている。



ケータイ電話教室にて啓発活動を展開し、利用者への注意喚起を図っている。
携帯電話事業者の1社の教室では、2014年度に約7,000回の教室を開き、約103万人の消費者が受講している。



スマホ端末の設定画面でも「プライバシー」や「セキュリティ」の設定ができます。

ケータイ電話教室での配布資料では、フィルタリングソフト・サービス、ウィルス対策やセキュリティ対策、家庭でのルール作りなどについて普及・啓発を行っている。



【一般社団法人 日本オンラインゲーム協会(JOGA)】

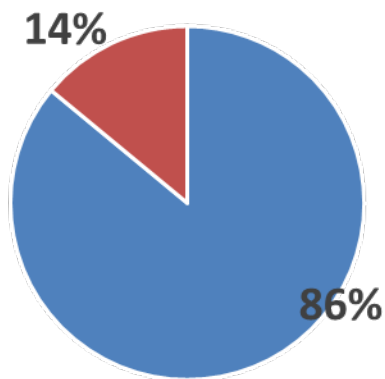
「SPI」のプライバシーポリシー遵守状況 アンケート調査結果

- 2015年の12月にJOGAは会員企業に対して、「SPI」のプライバシーポリシー遵守状況に関するアンケートを行った。
- アンケートの結果、回答した全企業が全てのタイトルもしくは一部のタイトルでプラポリの提示を行っている。86%の企業が全てのタイトルでSPI8項目全てを提示しており、残りの14%は全てのタイトルもしくは一部のタイトルで一部の項目のみを記載している状況である。

《設問》

個人情報保護に関する法令及びガイドラインを遵守し、総務省が策定した「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」のプライバシーポリシーに準拠する形で、下記の事項についてプライバシーポリシーを作成し、利用者が容易に参照できる場所に掲示またはリンクを貼ることで明示する。

- ① 情報を取得するゲームアプリ事業者等の氏名または名称
- ② 取得される情報の項目
- ③ 取得方法
- ④ 利用目的の特定・明示
- ⑤ 通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法
- ⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦ 問合せ窓口
- ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続



- 全てのタイトルでプライバシーポリシーとして上記①～⑧の全てを掲示している。
- 全てまたは一部のタイトルでプライバシーポリシーとして上記①～⑧の一部を掲示している。
- 全てまたは一部のタイトルでプライバシーポリシーは掲示していない。

【一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)】

スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン

- MCFはアプリ提供者が、利用者に対して分かりやすく透明性が高い説明を行い、理解と有効な選択を促すことを目的とした、「スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン」を策定し、2012年11月に内容を公表した。
- ガイドラインでは、「アプリケーション・プライバシーポリシー」の実装にあたって考慮すべき具体的な要件や、実装にあたってのモデル案が記載されており、実践的な内容となっている。

ガイドラインの構成

- アプリケーションプライバシーポリシーの実装にあたっての推奨要件の整理
 - SPIを踏まえて実装するにあたっての具体的な要件を整理(名称、提示タイミング、掲載場所、変更プロセス、個別同意が望ましい情報の種類など)
- アプリケーションプライバシーポリシーのモデル案
 - アプリプラポリに記載すべき項目についての詳細な解説、具体的な文面案

モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン 第2版

- 総務省のSPIの公表等の動きを受けて、プライバシーマーク指定審査機関であるMCFは、2014年1月に「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン 第2版」を公表した。
また、同時に、プライバシーマーク付与を受けようとするスマートフォン等におけるアプリケーション配信事業を行う事業者(アプリ提供者、情報収集モジュール提供者)に対して、同ガイドラインに従って、利用者情報を取り扱うことを求めている。
- 同ガイドラインの中では、スマートフォン等におけるアプリケーション配信事業を行う事業者に対して、下記の取組を行うことを推奨。
 - 特定の個人が識別できる個人情報に該当する利用者情報(電話帳、入力フォームから取得する氏名、写真・動画など)に対する、個別の個人情報の特定・リスク分析(リスクの認識、分析及び対策)の実施
 - 特定の個人が識別できる可能性がある利用者情報(契約者・端末固有ID、位置情報、通信履歴、アプリケーション利用履歴など)について、事業の用に供する個人情報と同等に位置付けて、リスクの認識、分析及び対策の実施
 - アプリケーション・プライバシーポリシーの通知又は公表

- 平成24年8月に、SPIが公表後、速やかに同年10月、民間主導で、「スマートフォン市場において様々なビジネスが連携し様々な業界団体が関係している環境を考慮し、緊密な情報交換及び相互の知見を結集してスマートフォンのプライバシーに関する業界ガイドラインの策定を促進し、利用者情報等の適正な取扱いを通じて安心安全なスマートフォンの利用環境を整備する」ことを目的としてSPSCを組成。
- 「スマートフォンのプライバシーに関する業界ガイドラインの検討・策定を進める意向がある業界団体、スマートフォンの利用者情報の取扱いに関係する業界団体及び関係機関」、学識経験者を構成員として、関係事業者・団体・省庁を含めたオブザーバー、計約40団体で、等のスマートフォンに係るステークホルダーが一堂に会した情報共有を定期的実施している。

議長

新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部 教授

副議長

森 亮二 弁護士法人英知法律事務所 弁護士

構成員

一般社団法人 IPTVフォーラム

安心ネットづくり促進協議会

一般社団法人 インターネット広告推進協議会

一般社団法人 コンピュータソフトウェア協会

独立行政法人 産業技術総合研究所

一般社団法人 JPCERTコーディネーションセンター

一般社団法人 情報サービス産業協会

独立行政法人 情報通信研究機構

一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会

独立行政法人 情報処理推進機構

セキュリティ対策推進協議会

一般社団法人 ソーシャルゲーム協会

一般社団法人 テレコムサービス協会

一般社団法人 電気通信事業者協会

日本Androidの会

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人 日本オンラインゲーム協会

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

一般社団法人 日本広告業協会

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会

一般社団法人 日本ソフトウェア産業協会

一般財団法人 日本データ通信協会

一般社団法人 モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

一般社団法人 モバイル・コンテンツフォーラム

モバイルコンピューティング推進コンソーシアム

事務局

一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会(JSSEC)

一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)

社団法人 電気通信事業者協会(TCA)



オブザーバー

アンドロイダー株式会社

株式会社NTTドコモ

KDDI株式会社

情報セキュリティ格付け制度研究会

ソフトバンクモバイル株式会社

株式会社電通

株式会社日本総合研究所

株式会社博報堂

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

オブザーバー(関係省庁)

総務省、経済産業省、消費者庁

- タスクフォース及び各WGの意見を受け、平成27年度は第三者検証の実運用に向け、まずは「申請モデルの検証」を実施し、「要素技術の確立」を行うとともに、第三者検証システムをもとに、制度・運用面からの諸課題の整理及び今後に残された課題の論点整理を行った。
- 今後、上記検討結果を踏まえ、以下の工程で第三者検証の実用化に向けた取組が必要である。具体的には、システム運用設計・適正化、検証の自動化・効率化、システムの脆弱性やセキュリティ対策、運用主体の選定・連携を実施するものとする。また、アプリ提供事業者、一般消費者等にスマートフォンアプリに係る安心・安全な利用環境整備に係る普及啓発活動を継続する。
- 加えて、平成26年度や平成27年度の検討、第三者検証の実運用を踏まえて、SPIの改定、業界団体・事業者等との連携を検討する。

第三者検証の実運用に向けた課題整理・解決

- システムの運用設計・最適化
- システムの脆弱性やセキュリティ対策
- 運用主体の選定・連携

第三者検証の実運用に向けた普及啓発の実施

- 業界団体等が実施するスマホ関連の普及啓発との連携、情報共有・発信のためのポータルサイトの構築、スマホ関連のメディアを通じた普及啓発の検討
- アプリ提供者向けのSPIやプラポリの作成方法の要点をまとめた普及啓発ツールの作成

SPIの改定及び政策的・制度的対応の検討

- 平成26年度・平成27年度の検討を踏まえたSPIの改定
- 他の省庁・行政法人、業界団体・事業者と連携した政策的・制度的対応の検討

SPI改定を行う場合の論点として、制度・運用WGの検討結果を踏まえると、次の5点に整理される。

- ① アプリプラポリ作成・掲載ルールの詳細化
- ② アプリ提供者と情報収集モジュール提供者の役割分担
- ③ モジュール提供者のプラポリ作成・掲載のルール
- ④ アプリマーケット運営者が実施すべき取組
- ⑤ 一般消費者・アプリ提供者への普及啓発方法

項目	論点
アプリプラポリ作成・掲載ルールの詳細化	<ul style="list-style-type: none">◆ 利用者情報を蓄積・外部送信しないアプリのプラポリ作成・掲載について◆ アプリプラポリの掲載場所の具体化◆ アプリ更新時のプラポリの提示方法◆ モジュールを利用する際の留意事項
アプリ提供者とモジュール提供者の役割分担	<ul style="list-style-type: none">◆ モジュールの透明性の確保に関する役割分担(プラポリ・規約の作成・掲載など)◆ 透明性確保のためにモジュール提供者、アプリ開発者がそれぞれ取り組むべき事項
モジュール提供者のプラポリ作成・掲載のルール	<ul style="list-style-type: none">◆ モジュールのプラポリに記載すべき事項◆ モジュールのプラポリの掲載に関する原則
アプリマーケット運営者が実施すべき取組	<ul style="list-style-type: none">◆ アプリマーケット事業者が透明性の確保のために実施すべき事項
一般消費者・アプリ提供者への普及啓発	<ul style="list-style-type: none">◆ 一般消費者への普及・啓発(アプリに利用者情報を取得されることのデメリットの明確化、高齢者・青少年に対する業界団体等の既存の取組み、既存メディアとの連携方法など)◆ アプリ提供者への普及・啓発(プラポリの作成・掲載ルールに関するパンフレット・チェックシートの作成など)

- アプリ提供者の普及・啓発(第三者検証のニーズ喚起)を行い、第三者検証の採算を成立させるためには、「政策的・制度的補強が必要なのではないか」という意見が、各WGおよび事業者へのヒアリングの中で抽出された。

項目	意見
制度運用WG	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>インセンティブ、エンフォースメントどちらかがないと、何をやっても進まない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ▶ インセンティブの設計は難しい。今まで成功している事例としては、Pマーク等、入札条件に係わってくるなどお金がらみにしないと駄目で、一朝一夕で金銭が発生するような仕組みを作ることは難しい。 ▶ 日本の消費者はあまり自己責任と思っていないため、難しいと思う。
普及啓発WG	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (モジュール事業者が)プライバシーポリシーを正しく書かなければいけないのかという話につながっていくが、それをしないと誰がどの責任を負うのか、何か起きたときにどこまで損害を補償するのかが、ある程度イメージできると、役割を果たそうということになる。一方で、モジュール事業者が問題をイメージできなければプラポリの作成の優先順位が下がるということになるだろう。
技術WG	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主的に申請してくる人はいない。申請型の検証を3,000円で提供(実際にはそれ以上のコストがかかる)しても、誰も申し込まない状況があった。
事業者へのヒアリング	<p>【検証会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ (検証会社が第三者検証をビジネス化するにあたって)プライバシー情報の検証の必要性や項目が法律で定まっていると、チェックの工数に入れることができる。 ◆ ガイドライン等に関しては、検証会社側できちんと検証できるものでないと、顧客の二度手間になる(通常の検証と、SPIの検証を別々に出すのはコストがかかる)ので、それは避けて欲しい。 <p>【ナショナルクライアント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ (アプリの検証結果が) <u>何かに準拠しているというのを言えたらいいと思う。</u>安心材料にもなるし、社内のステークホルダーを説得する材料にもなる。